



Think Automation and beyond...



2025年6月20日

各 位

大 阪 市 淀 川 区 西 宮 2 丁 目 番 6 4 号  
 I D E C 株 式 会 社  
 代 表 者 役 職 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長  
 氏 名 舩 木 俊 之  
 (コード番号 6652 東証プライム)  
 問 合 せ 先  
 責 任 者 役 職 名 上 席 執 行 役 員 経 営 戦 略 企 画 担 当  
 氏 名 吉 見 晋 一  
 T E L ( 0 6 ) 6 3 9 8 - 2 5 0 0

### 業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月18日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式12,720株
(3) 処分価額	1株につき2,235円
(4) 処分価額の総額	28,429,200円
(5) 処分予定先	当社の取締役（※1） 1名 2,780株 当社の執行役員（※2） 8名 9,940株 ※1 監査等委員である取締役および社外取締役を除く。 ※2 退任者2名を含みます。
(6) その他	本自己株処分のうち、当社の執行役員を処分予定先とするものについては、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

## 2. 処分の目的および理由

当社は、2023年6月16日開催の当社第76期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）が株価変動に伴う株主の皆さまとの利害共有を一層強め、企業価値向上および中長期的な業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、中長期業績連動型株式報酬として、業績等の中長期的な財務指標および非財務指標の達成度等に応じて当社普通株式を付与する制度（以下、「PSU制度」という。）を導入すること並びにPSU制度に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を各事業年度につき80百万円以内として設定すること、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる株式の総数は40,000株を上限とすることにつき、ご承認をいただいております。

PSU制度の概要は以下のとおりです。

### 【PSU制度の概要】

#### ・対象期間

初回の対象期間は、現在公表済み（2022年5月13日）の中期経営計画にかかる2024年3月31日に終了する事業年度から2025年3月31日に終了する2事業年度であり、以後、直前の対象期間の最終の事業年度の翌事業年度から始まる中期経営計画と連動した事業年度を新たな対象期間として、PSU制度を実施することができるものとします。

#### ・対象取締役に対する交付条件

対象期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、各対象取締役に対して、現物出資に同意していることを条件として、金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込ませることで、譲渡制限を付した当社普通株式を交付します。当社普通株式を交付する対象取締役および交付株式数は、対象期間経過後の報酬委員会で審議し取締役会において決定します。

- ① 対象期間中に対象取締役が継続して当社または当社の連結子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員として在任したこと
- ② 法令違反その他当社の取締役会で定める一定の非違行為等がなかったこと
- ③ その他PSU制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を充足すること

ただし、新たに就任した取締役が存在する場合、取締役の役位の変更があった場合または対象取締役が正当な理由により退任もしくは退職した場合には、業績達成度や当該取締役の在任期間等に応じて合理的に調整した当社の普通株式を当社の取締役会の決議により発行または処分いたします。また、対象期間中または対象期間終了後最初の定時株主総会の日までに対象取締役が死亡により上記地位を退任または退職した場合には、当社の普通株式に代わり、金銭を支給するものといたします。当該取締役に支給する金銭の額は、上記金銭債権に係る総額の範囲内において、業績達成度や当該取締役の在任期間等に応じて当社の取締役会が合理的に定める金額といたします。

本日、当社取締役会により、2022年5月13日公表の中期経営計画に係る2024年3月31日に終了する事業年度から2025年3月31日に終了する2事業年度を対象期間とする業績連動型株式報酬とし

て、割当予定先である当社の取締役1名（監査等委員である取締役および社外取締役を除き、以下、「対象取締役」という。）および当社の執行役員8名（退任者2名を含み、以下、総称して「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計28,429,200円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式12,720株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当社は、対象取締役との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結いたします。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

2025年7月18日より当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれの地位からも退任または退職するまでの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、対象取締役は、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

#### ② 無償取得の取り扱い

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任または退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

#### ④ 株式の管理に関する定め

対象取締役は、当社が指定した証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取り扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始月から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年6月19日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,235円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

5. 企業行動規程上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動に伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上